

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の3の2第1項
処 分 の 概 要 : クロスボウ射撃指導員の指定
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項 ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2 (クロスボウ射撃指導員の基準) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第43条 (射撃指導員の指定の申請の手続)
<p>審 査 基 準 :</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。</p> <p>なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間 : 35日
申 請 先 : 所轄警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :